

議 会 資 料	議案第 45 号
税 務 課	

志摩市手数料徴収条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

国において地方行政のデジタル化を推進するため、令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、全国の自治体に対し令和7年度末までに基幹業務のシステムを国が示す標準仕様に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することが求められています。

このことを踏まえ、本市においても令和7年8月12日の移行完了に向けて進めており、税務に関する証明書の様式が変更となることから、手数料の一部改正を行います。

2. 改正する条例の要点

① 土地、建物、船車その他不動産、動産に関する証明手数料の改正

標準準拠システムへの移行により、これまで別々でしか記載できなかった土地と建物に関する証明書が1枚に記載可能となります。

このことから、1枚につき300円（土地に関する証明手数料は7筆までを1件とし、1件を加えるごとに100円を加算し、建物に関する証明手数料は7棟までを1件とし、1件を加えるごとに100円を加算する。）を、（追加1枚につき100円を加算する。）に改正します。

② 施行期日：令和7年8月12日

標準準拠システムへの移行日を施行期日とします。

3. 改正による効果等

現在のシステムでは、土地と建物に関する証明書を別々にしか発行できませんが、標準準拠システムでは1つの証明書に土地と建物の記載が可能となり、ニーズに応じた証明書の発行が期待できます。

志摩市手数料徴収条例(平成16年志摩市条例第68号)新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額	手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1～23 (略)	(略)	(略)	1～23 (略)	(略)	(略)
24 土地、建物、船車その他不動産、動産に関する証明手数料	1枚につき	300円(土地に関する証明手数料は7筆までを1件とし、1件を加えるごとに100円を加算し、建物に関する証明手数料は7棟までを1件とし、1件を加えるごとに100円を加算する。)	24 土地、建物、船車その他不動産、動産に関する証明手数料	1枚につき	300円(追加1枚につき100円を加算する。)
25～42 (略)	(略)	(略)	25～42 (略)	(略)	(略)